

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	( )
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	兵庫県加古郡稲美町 (28381)
地域名 (地域内農業集落名)	加古地区 (五軒屋・池ノ内・北新田・大沢・上新田・千和池・中新田・三四軒屋・六軒屋・見谷・七軒屋・八軒屋)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

### 1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	242.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	242.8 ha
② 田の面積	238.0 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3.7 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	46.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	196.8 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	37.8 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	25.2 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

#### (2) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、約242haの農用地があり、地域の中心的な担い手として、集落営農組合や認定農業者が農地の多くを耕作している。加えて、多面的機能支払交付金事業等を活用し、地域団体として、農地や農業施設の保全や管理を行っているため、現時点で目立った農用地の荒廃はない。また、当地域の農業者は、自作農の意識が高く、将来的な農業経営の規模について、約61%が現状を維持する意向がある。

一方で、農業者全体の高齢化が進み、集落営農組合の構成員や自給的農家の平均年齢も高くなるなか、後継者の不在が課題となっている。当地域において、後継者がいない農家は全体の約62%であり、また、将来的には農地を維持できず、離農を含む経営規模縮小の意向がある農家は全体の約34%を占める。当地域における後継者問題は喫緊の課題であり、将来的な耕作放棄地の発生防止や農業用施設の管理維持のためにも、地域的な対策を講じる必要がある。

そのため、当地域においては、将来的な担い手を確保する体制を整備するため、地域計画の策定に向けて、地域一体となって検討を進めていく。

#### (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

稲美町は、西日本最大級の大麥の産地として、六条大麥の生産が盛んである。当地域においても、集落営農組合による水田を活用した麦と水稲との二毛作などが盛んである。また水稲・麦のほか、園芸作物として、キャベツ、スイートコーン、ブロッコリー、トマト、メロンなどが栽培されており、これら5品目は、稲美町独自の農産物ブランド「稲美ブランド」に認定されるなど、地域の特産品として認知されている。

しかし、将来的な後継者不足が課題であるため、現在の中心的な担い手による農業経営を継続するためにも、スマート技術等を活用した農作業の省力化などを検討していく。

また、環境にやさしい農業の導入や拡大を検討し、将来的な優良農地の維持や多面的な環境保全を図るとともに、減農薬・減化学肥料栽培の農産物の高付加価値化による農業所得向上を目指すことで、新たな担い手の確保に向けて取組を進めていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域の集落営農組合や認定農業者・認定新規就農者等を中心とした担い手への集積を進めるとともに、耕作放棄地防止への取組や、農業用施設の維持・管理について、農業委員会や土地改良区等と協力して行うことで、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	46 %	将来の目標とする集積率	66 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域内の農地は、集落営農組合や認定農業者・認定新規就農者等を中心とした担い手へ集約化を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
現在、地域の農地は、集落営農組合を中心とした担い手にほぼ集積できているため、現在の担い手による耕作の継続を基本としながら、離農や規模縮小によって所有者に貸出の意向がある農地について、規模拡大の意向がある担い手農家への集積を検討する。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構による貸借へ移行する。また、地域計画策定後に新たな農地の貸借を行う場合は、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地の集積・集約を進めていく。	
(3)基盤整備事業への取組	
地域内の農地についてはほぼ基盤整備が完了している。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
農業者の高齢化や後継者不足が課題となっているため、地域の集落営農組合や認定農業者等の担い手が、円滑な農業経営を継続できるよう、稲美町及びJA等の関係機関に相談しながら、地域一体となって取り組む。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
個人農家の経営規模では維持できない農地や、非農家が所有する農地については、主に、地域の集落営農組合へ農作業委託が行われている。今後は、農業者の高齢化により、個人農家では維持できない農地の増加が見込まれるため、農業支援サービス等の活用を検討する必要がある。	
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)	
<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料
<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等
<input type="checkbox"/> ⑤果樹等	<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設
<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組内容】	
①増加しているアライグマ、ヌートリアなどの有害鳥獣について、町の防除計画に基づく防除体制の整備を検討する。また、イノシシについても、他市町との山境に設置した柵の管理や被害状況の把握などに努める。	
②化学肥料の価格高騰の対策として、減農薬・減化学肥料に努めるとともに、環境保全や農産物の高付加価値化を図り、有機・減農薬・減化学肥料による栽培を検討・推進する。	
③担い手の省力化やコスト低減、生産性の向上を図るため、スマート機器の導入を検討する。	
⑦⑧用排水路、パイプ送水管、ため池の管理について、地域の土地改良区にて管理運営を継続する。	



5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。